

明治初年の「自裁」規則

——明治法制史料断片(二)——

解題

明治三(一八七〇)年十二月、明治政府が全国に施行すべく頒布した新律綱領・名例律上・閏刑条には、

凡士族。罪ヲ犯シ。本罪。……死刑ニ該ル者ハ。自裁ニ処ス。若シ賊盜。及ヒ賭博等ノ罪ヲ犯シ。廉恥ヲ破ルコト甚シキ者。……徒以上ハ。仍ホ本刑ヲ加フ。罪科未タ定ラサル者ハ。監槍ニ入レ。庶人ト別異ス。卒モ亦之ニ準ス。

(中略)

自裁

凡自裁ハ。自ラ屠腹セシメ。世襲ノ俸禄ハ。仍ホ其子孫ニ給ス。

明治初年の「自裁」規則(中山)

中山光勝

と規定されている。⁽¹⁾

本条の趣旨は、士族(卒族もこれに準ずる)が、死刑に相当する犯罪のうち、「賊盜。及ヒ賭博等」の「廉恥ヲ破ルコト甚シキ者」以外の罪を犯した場合には、正刑たる「絞」、「斬」あるいは「梟示」を科することなく、「自裁」に処し、「自ラ屠腹セシメ」というものである。したがって、例えば人を一時的な感情の激発によるのではなくあらかじめ計画して殺害した場合、その主体が平民であれば、人命律上・謀殺条により「造意者」であるか「加功スル者」であるかにより「斬」又は「絞」に処せられるが、その主体が士族であれば、本条により閏刑たる「自裁」が科せられ、「自ラ屠腹」すなわち「切腹」を命ぜられることとなるのである。

ところで、本条に規定されている「自裁」すなわち「切腹」については、徳川幕府法を中心にその執行方法などを紹介した文献が若干ではあるが存在する。けれども明治初年のそれについては、私の知るかぎり手塚豊博士による簡単な解説以外に存在しない。ところが、数年前私は、この明治初年の「自裁」に関する資料が、国立公文書館および法務省法務図書館に存在することを知った。すなわち、国立公文書館蔵『太政類典』第一編・第百八十九巻・刑律・刑律第一・二十二に収録されている「四年四月・名例律中質疑及自裁規則」および法務省法務図書館蔵『諸県伺』八・明治五年・第百九十四号に収録されている「石川県同士族罪ヲ犯シ自裁申付ラレタル時取扱方ノ件」の二点である。明治初年の「自裁」制度の内容を今日に伝える貴重な資料であると思われるので、以下に各資料に簡単な解題を附して全文を翻刻、紹介することとする。

I 国立公文書館蔵『太政類典』第一編・第百八十九巻・刑律・刑律第一・二十二

この資料は、「自裁」の執行方法を問い合せた明治四

年四月七日付の弁官宛の京都府伺とこれに対する指令およびこれに附された別添の「囚獄規則書」なる文書よりなる。前述のごとく新律綱領は、「閔刑」の一種として「自裁」を採用していたが、その執行方法に関する細則を欠いていたため、このような伺が提出されたものと思われる。「囚獄規則書」によれば、「答役ノ内老人短刀ヲ乗セ候三宝持出シ本人ノ前へ据へ其機会ヲ見テ本介錯ノ使部斬首致シ」とあるので、「切腹は介錯人による斬首であつて、三方に……木刀か、扇を載せて出し、受刑者がこれを戴くときに背後より首を刎ねる」という徳川幕府法の「切腹」の執行方法と同一であつたのであろう。この「囚獄規則書」は、文中に「当司使部」なる文言がみえるところから、明治二年十二月二日、東京府の管轄していた獄政事務を処理するため刑部省内に設置された囚獄司の部内取扱規則であつたと思われる。

II 法務省法務図書館蔵『諸県伺』八・明治五年・第百九十四号

(一) 明治五年五月二十日付・司法省指令

事小原重哉のことであろう。

(二) 明治五年四月二十五日・石川県自裁之節取
扱伺

この指令は、発令年月日を欠くが、文書の冒頭に「壬申五月廿七日付ス」と記されているところから、これが指令の日であったと思われる。この指令には、「現今東京府管轄囚獄懸リノ取扱ニ候条」なる「士族自尽之節取計ノ事」と題する文書が附されているが、これは、前述の囚獄司が、明治四年八月十八日に廃止され、その事務が従前のごとく東京府に移管されたことにともない、前述の「囚獄規則書」をもとに東京府において新たに作成された部内取扱規則であろう。この「士族自尽之節取計ノ事」の最大の特徴は、「小介錯ノ内一人短刀ヲ乗セ候三方持出シ本人ノ前ニ据本人三方ヲ戴キ終ツテ肩衣ノ前へ衣領ノ左右ヲ後ロヘ脱シ着衣ヲ押シ寛ロゲ短刀ヲ手ニ取脇肚へ突立ルヲ見テ本介錯斬首致シ」とみえることであろう。すなわち、これによれば、従前においては、短刀を手にとることすらしないうちに斬首していたものを、短刀を手にとるのみならず、受刑者みずから「脇肚」に「突立ル」ことを見届けてから斬首するように改めているのである。ちなみに、この指令には、「西」の署名並びに「小原」および判読不明の数個の各捺印がみられるが、これは、指令の起案に関与した司法省官員のそれであろう。すなわち、西は、少判事西成度、小原は、少判

明治二年八月七日、金沢城内において、金沢藩士山辺冲太郎および同井口義平が、同藩執政本多政均を政治的立場の相違から暗殺した事件で、実行正犯である両名は、明治四年二月十四日、「自裁」に処せられたが、共犯者である岡野悌五郎等は「閉門」等に処せられたにすぎなかった。これに不服であった本多弥一等の本多家旧臣は、明治四年十一月二十三日、同二十四日の両日、旧主の復讐のため、岡野等を襲撃し、これを殺傷するに至った。この伺は、本多弥一等の処分に関して、石川県より司法省に提出されたものである。この伺中、「辛未二月元金沢藩士族自裁之砌」とあるは、前述の本多政均暗殺の実行正犯として「自裁」に処せられた、山辺冲太郎および井口義平のことを指し、また、「福岡藩之比例」とは、「仮刑律的例」中の「明治二年巳二月十五日黒田甲斐守ヨリ伺来」にみえる。

幣藩田代勝兵衛ト申者昨夏筑後国堺関門へ在勤仕候

明治初年の「自裁」規則(中山)

内及大酒久留米領御井郡下川村先庄屋宗右衛門ト申者ヲ殺害仕候……勝兵衛義根元妄ニ其職守ヲ離他領ニ罷越右之不行就テハ其場之始末未練ニテ帶刀者之所行ニ無之且兼々法禁ヲ犯候義此度及露頭候義モ有之重々不埒之至ニ付割腹申付候処ニ評決仕……候儀ニ御座候

なる事件をさすものであらう。

(三) 元福岡藩自裁問合書

これは、明治四年二月十四日、金沢藩士山辺沖太郎および井口義平の兩名が、明治二年八月七日に同藩の執政本多政均を暗殺した実行正犯として「自裁」に処せられた際、それにさきだち、「自裁」の執行方法を福岡藩に問い合せたとき、同藩より得た資料であらう。なお、この福岡藩における「自裁」が、前述(二)でふれた事件を契機としたものであることはいうまでもなからう。この資料においても受刑者は、「三宝ニ載セ」た「木劍ヲ戴キ三宝ノ上ニヲク」だけでみずから「屠腹」することなく斬首されている。ちなみに、この文書の末尾には、「鳥居刑部少丞」等の人名が記されているが、これは、

同じく末尾に「明治二己巳年九月十七日福岡藩於中邸八人ノ者致割腹候場所」と記された図面が附されているところから、同日執行された「自裁」に立会った刑部省等の官員のそれであらう。すなわち、鳥居刑部少丞は鳥居重雄、岡内小判事(判事)は岡内重俊、河邨刑部大録は河村庸雄、香川刑部少録は香川景信、新海中解部は新海祚胤、小柴少解部は小柴直好、西田速部長は西田忠之、中村速部助長は中村正郷、杉村速部助長は杉村景之、吉岡大巡察は吉岡弘毅をそれぞれさすのであらう。

(四) 明治五年四月二十四日・石川県自裁人入用品伺

これは、(二)に添附されたもので、前述の明治四年二月十四日の山辺、井口兩名の「自裁」の折、受刑者のために用意した物品を記した文書であり、参考資料として司法省に提出したものであらう。

(1) 新律綱領の条文の引用は、官版により、傍註すなわちルビは省略した。ちなみに、Paul Heng-chao Ch'ien "THE FORMATION OF THE EARLY

MEIJI LEGAL ORDER" 1981, p. 85—p. 86
29' 本書の附録部分に次のように記してある。

[Article 3.] Five Auxiliary Punishments

Any member of the *shizoku* (samurai-gentry class) who commits an offence for which the principal punishment is : for an offence which involves the death penalty, he shall instead be ordered to commit suicide.

In the case of such offences as theft, robbery, gambling, and other similar crimes which violate in the extreme one's sense of integrity and shame, if the punishment involves penal servitude of a heavier measure, the offender shall suffer imposition of the principal punishment as such. While awaiting final implementation of his punishment, offenders of the *shizoku* class shall be placed into the custody of the house of detention, thus keeping them separate from the commoners. This custody measure shall also be applied to soldiers,

5. 'compulsory suicide':

A person sentenced to the punishment of

'compulsory suicide' shall disembowel himself. His offspring, however, will be permitted to inherit his official, hereditary stipend.

(2)

例えは、『古事類苑』法律部二(明治三十五年)一六七—一九〇頁、刑務協会編『日本近世行刑史稿』上(昭和十八年)七四九—七六二頁、平松義郎『近世刑事訴訟法の研究』(昭和三十五年)一〇〇六頁、石井良助『江戸の刑罰』中公新書31(昭和三十九年)四一—四四頁、佐久間長敬『江戸町奉行事蹟問答』(昭和四十二年)二〇八—二〇九頁、石井良助編『江戸町方の制度』(昭和四十三年)三八—四〇頁などがあり、また、中井勲『切腹』(昭和四十五年)二七六—二九七頁には、徳川時代の「切腹」の方法を記した『切腹介錯之次第』が翻刻されている。さらに、上野治子『切腹』(昭和五十九年)は、徳川時代の「切腹」に取材した小説である。

(3)

手塚豊『自裁』『国史大辞典』第六巻(昭和六十年)七三—七五頁。

(4)

「四年四月・名例律中質疑及自裁規則」国立公文書館蔵『太政類典』第一編・第百八十九卷・刑律・刑律第一・二二二。なお、この資料は、平松義郎博士が、『切腹』に関する文献として、夙にその存在を指摘されている(平松・前掲『近世刑事訴訟法の研

明治初年の「自裁」規則(中山)

〔究〕一〇七頁・註(1)。「諸府伺四・第卅号京
都府伺」と関係のあるものと思われるが、平成五年
十月二十日現在、法務省法務図書館は、改築中であ
り、当該資料を閲覧することが不可能であるため、
それが確認は後日の調査にゆずることとする。ちな
みに、司法省調査課編『和漢図書目録』昭和十一年
末現在(昭和十二年)二二七九—二八三頁によれ
ば、『諸府伺』四・自明治四年至同五年は、第一五
七号乃至第二三六号の資料を収録していることとな
っており、平松博士の指摘されている「第卅号」は、
『諸府伺』一・明治四年に収録されている(前掲『和
漢図書目録』二二七〇頁)。また、その件名は、
「京都府伺謹慎禁錮中死去スル時其罪ヲ免シ方其外六
ヶ条伺ノ件」である。

(5) 「石川県伺土族罪ヲ犯シ自裁申付ラレタル時取扱方
ノ件」法務省法務図書館蔵「諸県伺」八・明治五年・
第百九十四号。なお、この資料も、平松博士によっ
てその存在が指摘されている(平松・前掲書・一〇
〇七頁・註(1))が、前述の『太政類典』収録の
資料と同じくその内容はこれまで紹介されたことは
ない。ここに、二点の資料を翻刻、紹介するゆえん
である。

(6) 平松・前掲書・一〇〇七頁。

(7) 内閣記録局編『法現分類大全』官職門・官制・刑部
省(明治二十三年)一七頁。

(8) 前掲『法現分類大全』官職門・官制・司法省・七五
頁。

(9) 『明治五年二月・袖珍官員録』二二八葉表。

(10) この事件、とくに後者は、「明治の忠臣蔵」として
著名であり、これを伝える文献も多い。例えば、戸
水信義談『本多政均暗殺顛末』、『史談会速記録』第
五十五輯(明治三十年)五三一—五七頁、同「本多政
均暗殺顛末」、『史談会速記録』第五十六輯(明治三
十年)四九—七三頁、同「本多家殉難十七士略伝」
、『史談会速記録』第二六四輯(大正四年)三七—四六
頁、同「本多家殉難十七士略伝(続キ)」、『史談会
速記録』第二六五輯(大正四年)一一—二二頁、『石
川県史』第二編(昭和三年)一三三—一三七八頁、
千葉亀雄『新版日本仇討』(昭和六年)一六四—一
七三頁、『石川県史』第四編(昭和六年)一〇六六
—一〇九七頁、尾佐竹猛『法窓秘聞』(昭和十二年)
末篇下巻(昭和三十三年)一〇九二—一三三〇頁、
川良雄編著『石川県警察史』上巻(昭和四十九年)
五〇九—五二二頁などがその主なるものである。こ
れらの先業のうち、『石川県史』第二編、同第四編

が引用資料も豊富であり、もっともととのつた研究であるといえるが、そこには、事件関係者に対する刑事処分を最終的に決定した司法省の資料が全く利用されていないため、該事件の司法的処理の過程については、未だ解明されていない部分がある。ところが、私は数年前、この空白部分を埋める資料に接する機会をえた。それは、該事件の関係者に対する処分をめぐって石川県と司法省との間に取り交わされた文書である。その文書は、法務省法務図書館蔵『諸県口書』明治五年・五・人命・第七十号に収録されている「石川県伺同県士族本多弥一外十四名故主ノ復讐トシ同岡野悌五郎外二名ヲ殺害シ石黒圭三郎ヲ可討果手配ヲ為シタル件」と題するもので、その内容は、明治五年四月（日欠）、石川県が司法省に提出した「石川県士族本田弥一外六人御仕置伺書」およびそれに対する同年八月十五日付の司法省指令であり、さらに、その文書には、被疑者が石川県に提出した「口書」すなわち自白調書が添付されている。以下にその全文を翻刻、紹介することとする。

前註

(1) 漢字は、人名等の固有名詞をのぞいて現代一般に使

明治初年の「自裁」規則(中山)

用されているものに改め、合字、変体仮名についても普通のものに改めた。

(2) () 内は、すべて中山の註記である。

人命謀殺条

(一) (明治五年八月十五日付・司法省指令)

故主ノ讐ヲ復ント欲シ

人ヲ謀殺スル者

伺之通

自裁

本多 彌一
矢野 策平

同從テ加功スル者

伺之通

自裁

富田 勝喜知
鏑木 勝喜知
吉見 亥三郎
西村 鉄熊
舟喜 鉄外
浅井 弘五郎
廣田 嘉三郎
湯口 藤九郎
芝木 喜内
藤江 松三郎

明治初年の「自裁」規則（中山）

同從テ加功セサル者

ル者

同之通

禁錮十年

清水 金三郎

同從テ行ハサル者

者

同之通

禁錮三年

上田 一二三
嶋田 伴十郎

各積年ノ宿意ナレハ誰レ原謀タルヲ分チ難キニ似タリト雖モ當時弥一策平首立云々トアルヲ以テ首トナシテ論ス

- 縣
- 北畠
- 小畑
- 橋口
- 石井
- 青木
- 公張
- 松本
- 江藤
- 渡邊

石川県士族本多彌一外六人
御仕置伺書
同 卒吉見亥三郎外七人
石川 県

石川県士族本多彌一外六人同卒吉見亥三郎外七人吟味仕候処左之通

辛未十一月廿三日監倉入 本多 彌 一 申二十七歳

同 富田 総

同 同 申二十二歳

同 鏑木 勝喜知 申三十二歳

同 同

辛未十一月廿三日監倉入 石川 県 卒 吉見 亥三郎 申二十二歳

同士族

(二) (明治五年四月日欠・石川県処刑伺)

同

矢野 策平

申四十六歳

辛未十二月十七日監倉入

芝木 喜内

同

西村 熊

申二十四歳

同

藤江 松三郎

申二十四歳

申二十八歳

同

舟木^(ツ) 鉄外

申三十二歳

壬申正月五日監倉入

上田 一三三

同

同

浅井 弘五郎

申二十五歳

同

嶋田 伴十郎

同卒

申三十四歳

同

廣田 嘉三郎

申二十四歳

右彌一総勝喜知亥三郎策平熊鉄外弘五郎嘉三郎藤九郎喜内松三郎儀別冊口書之通不屈ニ付自裁可申付哉

同

同

湯口 藤九郎

申三十一歳

右金三郎儀別冊口書之通不屈ニ付禁錮十年可申付哉
右一二三伴十郎儀別冊口書之通不屈ニ付禁錮三年可申付哉

同

同

清水 金三郎

申二十五歳

一彌一総勝喜知亥三郎儀去辛未十一月廿三日金沢高岡町於途中元金沢県少属岡野悌五郎ヲ打果候
一策平熊鉄外弘五郎嘉三郎藤九郎儀去辛未十一月廿三日元金沢県土族菅野輔吉宅^ニ押込輔吉ヲ及刺殺候

明治初年の「自裁」規則（中山）

一金三郎儀前条策平等ニ従ヒ同行候得共輔吉方門内ニ罷在遂ニ加功不致候

一喜内松三郎儀去辛未十一月廿四日江州長浜駅ニ於テ元金沢県少属多賀賢三郎ヲ及刺殺候

一一二三伴十郎儀前条彌一策平等ニ致同意当県士族石黒圭三郎ヲ可討果心組ニテ去辛未十一月十八日兎足東京社罷越候得共終ニ不遂志願同十二月十六日捕縛ニ就候

右之通御座候御仕置之儀別帳口書四冊并相届候趣意書四冊相添此段奉伺候以上

明治五年壬申四月

石川 県

(三) (明治五年三月日欠・本多弥一外三人

口供書)

石川県士族本多彌一外三人

口 書

石川県士族

本多 彌 一

申二十七歳

同

富田 総

申二十二歳

同

鍋木 勝喜知

申三十二歳

同卒

吉見 亥三郎

申二十二歳

口書

私共義元金沢県少属士族岡野悌五郎ヲ及殺害候仕抹御吟味被成候

私共元主人元金沢藩執政士族本多從五位明治二年八月七日同藩士族山邊冲右衛門嫡子冲太郎并井口義平兩人ニテ及殺害候事件岡野少属并士族多賀少属菅野輔吉岡山久平嫡子茂石黒圭三郎此等ハ党与之者共ニテ俱ニ天ヲ難戴者ト一途ニ存込岡野少属等打果聊旧主之靈魂ヲ慰メ度志願ニテ士族矢野策平西村熊舟喜鉄外浅井弘五郎卒清水金三郎廣田喜三郎湯口藤九郎之木喜内藤江松三郎上田一二三嶋田伴十郎并私共四人都合十五

人申談彌一策平首立夫々手配仕私共四人去未十一月廿三日夕七ツ時頃金沢高岡町途中ニ於テ岡野少属ヲ待受ケ彌一ヨリ名乗懸ケ双方抜合候処総勝喜知亥三郎拔連各切付終ニ打果候其節弥一義右腕深手負頭上并左腕浅手負候勝喜知義右足浅手負申候何レモ積年之遂宿意候上ハ速ニ御所置方可奉願心得ニ付復讐之趣意書別紙持参出庁御届申上候次第ニ御座候且策平熊鉄外弘五郎金三郎嘉三郎藤九郎此等七人菅野輔吉方へ押入可打果松三郎喜内此等兩人多賀少属京都筋へ罷越候由ニ付同月十八日出立見懸次第可打果一二三伴十郎此等兩人石黒圭三郎東京ニ罷在候由ニ付同十八日出立見掛次第可打果手配ニ御座候岡山茂義ハ居所相知不申其上同志之者人少ニテ不行届ニ付乍遺憾不得打果候段申上候処

右之外同志申談候者等可有之哉ト重々御糾被成候前段申上候人員之外同志之者無御座候且親類ト雖モ相洩不申候段申上候処

元来岡野少属多賀少属菅野輔吉岡山茂等山邊沖太郎等關係之義ニ付致ニ夫々輕重之御所置モ有之殊ニ輔吉義禁錮御咎中之義承知乍罷在擅之挙動先以

明治初年の「自裁」規則(中山)

官辺ヲ奉輕蔑剝石黒圭三郎義ハ右事件ニ付聊關係之次第無之甚粗暴之至重々不届至極ト御察当被成候

私共実ニ私情難止処ヨリ全ク粗忽之及所業候義ニテ夫々御察当之上ハ不凶モ

朝憲ニ悖リ今更何共無申訳奉恐縮候段申上候処是迄之通御詮義中監倉へ被人置候旨御申渡奉得其意候

右之通相違無御座候以上

壬申三月

本多 彌一

富田 総

楠木 勝喜知

吉見 亥三郎

石川県庁

(四) (明治五年三月日欠・矢野策平外六人

□供書)

石川県士族矢野策平外六人

□書

石川県士族

口書

矢野 策 平

申四十六歳

私共義当県士族菅野輔吉方へ押込同人ヲ及殺害候仕
抹御吟味被成候

同

西村 熊

申二十四歳

私共元主人元金沢藩執政士族本多従五位明治二
年八月七日同藩士族山邊冲右衛門嫡子冲太郎并
井口義平兩人ニテ及殺害候事件輔吉并士族多賀
少属岡野少属岡山久平嫡子茂石黒圭三郎此等ハ

同

舟喜 鉄 外

申三十二歳

党与之者ニテ俱ニ天ヲ難戴者ト一途ニ存込輔吉
等打果聊旧主之靈魂ヲ慰メ度志願ニテ士族本多
彌一富田総鎗木勝喜知卒吉見亥三郎藤江松三郎
芝木喜内上田一二三嶋田伴十郎并私共七人都合

同

浅井 弘五郎

申二十五歳

十五人申談策平彌一首立夫々手配仕私共七人去
未十一月廿三日夕七ツ時頃輔吉宅へ押込金三郎
之外六人共抜刀ニテ踏込故従五位復讐之旨申入
候處輔吉義心得候ト相答速ニ熊へ組附熊ヲ押倒

同卒

清水 金三郎

申二十五歳

及刺殺候金三郎義ハ門内ニ扣罷在若輔吉逃出候
候処策平熊鉄外弘五郎嘉三郎藤九郎各突込終ニ

同

廣田 嘉三郎

申二十四歳

ハ、仕留候約諾ニ付手懸不申義ニ候何茂積年之
遂宿意候上ハ速ニ御所置方可奉願心得ニ付復讐

同

湯口 藤九郎

申三十一歳

之趣意書別紙持参出應御届申上候次第ニ御座候
且彌一総勝喜知亥三郎此等四人岡野少属ヲ可打

果松三郎喜内此等兩人多賀少屬京都筋へ罷越候
由ニ付同月十八日出立見掛次第可打果一二三伴
十郎此等兩人石黒圭三郎東京ニ罷在候由ニ付同
十八日出立見掛次第可打果手配ニ御座候岡山茂
義ハ居所相知不申其上同志之者人少ニテ不行届
ニ付乍遺憾不得打果候段申上候処

右之外同志申談候者等可有之哉ト重々御糾被成候
前段申上候人員之外同志之者無御座候且親類ト
雖モ少モ相洩不申候段申上候処

元來菅野輔吉多賀少屬岡野少屬岡山茂等山邊沖太郎
等關係之義ニ付既ニ夫々輕重之御所置モ有之殊ニ輔
吉義禁錮御咎中之義承知乍罷在擅之挙動先以
官辺ヲ奉輕蔑刺石黒圭三郎義ハ右事件ニ付聊關係之
次第無之甚粗暴之至重々不届至極ト御察当被成候

私共実ニ私情難止処ヨリ全粗忽之及所業候義ニ
テ夫々御察當之上ハ不凶モ

朝憲ニ悖リ今更何共無申訳奉恐縮候段申上候処
是迄之通御詮義中監倉へ被人置候旨御申渡奉得
其意候

右之通相違無御座候以上

明治初年の「自裁」規則(中山)

壬申三月

石川県庁

(五) (明治五年三月日欠・芝木喜内藤江松
三郎口供書)

矢野 策平
西村 熊
舟喜 鉄外
浅井 弘五郎
清水 金三郎
廣田 嘉三郎
湯口 藤九郎

石川県卒芝木喜内藤江松三郎

口書

石川県卒

芝木 喜内

申三十歳

同

藤江 松三郎

申二十八歳

口書

私共儀元金沢県少属士族多賀賢三郎ヲ及殺害候仕抔御吟味被成候

私共元主人元金沢藩執政士族本多從五位明治二年八月七日同藩士族山邊沖右衛門嫡子冲太郎並井口義平兩人ニテ及殺害候事件多賀少属岡野少属士族菅野輔吉岡山久平嫡子茂石黒圭三郎此等ハ党与之者共ニテ俱ニ天ヲ難載者ト一途ニ存込多賀少属等打果シ聊旧主之靈魂ヲ慰度志願ニテ士族本多彌一矢野策平富田総鑄木勝喜知西村熊舟喜鉄外淺井弘五郎卒吉見亥三郎清水金三郎廣田嘉三郎湯口藤九郎上田一二三嶋田伴十郎并私共兩人都合十五人申談彌一策平首立夫々手配仕多賀少属ハ西京筋へ罷越候由ニ付私共兩人同人之跡ヲ慕ヒ去未十一月十八日夕此表発足同廿四日朝江州早見駅ニテ追付候ニ付間道ヨリ先キ江越へ於長浜駅相待居候処多賀少属并同行之者三人何茂駕籠ニ乘罷越候ニ付私共多賀少属之駕籠江立寄旧主本多從五位之復讐被心得ト名乗懸左右ヨリ及刺殺候処右同行之者何レモ立向士族草薙良平梅原可也沼田采江ト名乗可及刃傷体ニ付私共積年之遂宿意候上ハ速ニ御所置方可奉願心

得ニテ懇歎ニ及挨拶兼テ認置候復讐之趣意書指
出候処右仕抔良平等ヨリ元彦根県庁江及御届候
由ニテ同廿五日檢使御指問ニ相成私共儀ハ於同
驛人縮被申付相愼罷在候処当県御役人御指問同
十二月七日私共御引受被成同十七日帰県仕候旦
岡野少属菅野輔吉石黒圭三郎此等ハ彌一策平等
可打果手配ニ御坐候段申上候処

前段之通多賀少属不意ヲ窺ハ及刺殺候体ニテハ全同人ヲ及暗殺可逃去心中之処右良平等ニ被遮不得止自首可致心得之旨ニ申成候義ニテ可有之ト御糾被成候
右打果候仕抔ハ甚拙キ致方ニモ相当リ何共御察
当之趣ハ奉恐縮候得共何分同行数人有之儀ニ付
如何ニモシテ遂宿意度処ヨリ同行人ニ被支候テ
難成加之不図意趣モ無之人々江対シ可及刃傷ヲ
厭ヒ不得止不意ニ仕懸候義ニテ可逃去心組ハ毛
頭無御坐候

右之外同志申談候者等可有之哉ト重々御糾被成候
前段申上候人員之外同志之者無御座候且親類ト
雖少モ相洩不申段申上候処

元来多賀少属岡野少属菅野輔吉岡山茂等山邊冲太郎
等關係之儀ニ付已ニ夫々輕重之御所置有之殊ニ輔吉

儀ハ禁錮御咎中之儀承知乍罷在擅之舉動先以

同

官辺ヲ奉輕蔑刺石黒圭三郎儀ハ右事件ニ付聊關係之

嶋田 伴十郎

次第無之甚粗暴之至リ重々不屈至極ト御察当被成儀

申三十四歳

私共実ニ私情難止処ヨリ全ク粗忽之及所業候儀

口書

ニテ夫々御察当之上ハ不凶モ

朝憲ニ悖リ今更何共無申詎奉恐縮候段申上候処

私共儀当具士族石黒圭三郎ヲ可討果心組ニテ東京江
罷候仕抹御吟味被成候

是迄之通御詮議中監倉_江被入置候旨御申渡奉得

私共元主人元金沢藩執政士族本多從五位明治二
年八月七日同藩士族山邊冲右衛門嫡子沖太郎並

其意候

井口義平兩人ニテ及殺害候事件元金沢県少属士
族多賀賢三郎同少属岡野悌五郎士族菅野輔吉岡

右之通相違無御座候以上

芝木 喜内

山久平嫡子茂石黒圭三郎此等ハ党与之者共ニテ
俱ニ天ヲ難載者ト一途ニ存込多賀少属等討果シ

壬申三月

藤江 松三郎

聊旧主ノ靈魂ヲ慰メ度志願ニテ士族本多彌一矢

石川県庁

野策平富田総鎗木勝喜知西村熊舟喜鉄外淺井弘
五郎卒吉見亥三郎清水金三郎廣田嘉三郎湯口藤

(六)

(明治五年三月日欠・上田一二三嶋田

伴十郎口供書)

九郎卒吉見亥三郎清水金三郎廣田嘉三郎湯口藤
九郎卒吉見亥三郎并私共兩人都合十五人

石川県卒上田一二三嶋田伴十郎

口書

申談彌一策平首立夫々手配仕石黒圭三郎東京ニ
罷在候由ニ付私共兩人同所_江可差向義ニ彌一策

石川県卒

上田 一三三

申四十歳

申四十歳

平及指図其節改テ申聞候ハ此元ニテ差急候間五
六日中ニ事可発モ難計左候得ハ必定追手可掛其
時ハ速ニ捕縛ニ可就成限遂探索討果可申候何分

天ニ任候心得ニテ至急発足可致トノ指図ニ付去未十一月十八日金沢出立同十二月朔日東京江著弁慶橋田所町木屋傳四郎方止宿奉公稼ニ罷越候趣ニ申成翌二日ヨリ心当之ケ所探索仕候得共相知不申其内金沢出生加賀屋勇吉ト申者ニ途中ニ於テ出逢候ニ付右奉公稼ニ罷越候趣ニ相咄シ候処勇吉方ニ致止宿聞合候得ハ何歎都合モ可宜旨申聞候ニ付則同六日頃ヨリ彼方へ私共兩人罷越日々探索罷在候得共様子相知不申可然手掛無之然内於金沢本多彌一等之挙動追々風説有之最早追手相掛可申ハ必定ニ付最初出立之砌^{ツキ}一策平兩人天ニ可任トノ一言モ有之事故被召捕候ヨリハ致自首御国典ニ従ヒ候方可然ト兩人申合同十六日勇吉^社申入候ハ今ニ可然奉公口モ無之ニ付一先帰国可致就テハ離盃相催度候間同道可致旨申入三人同行昌平橋辺料理店ニ於テ一盃催居候処当県捕吏高島謙次郎等罷越私共兩人御不審之趣有之候間速ニ捕縛ニ就可ク旨申聞候ニ付兼テ覚悟之義申分ニ従ヒ捕縛ニ就申候処其後所持罷在候趣意書御取揚御尋ニ付右ハ若打死致候節趣意可申述者無之ニ付所持罷在候段申上候処不日

金沢江御送ニ相成当止月五日帰県仕候旦多賀少属岡野少属菅野輔吉此等ハ彌一策平等可討果手配ニ御坐候段申上候処

右様申上候得共最早召捕方之手配嚴重相成可逃去手段無之ニ付前段為体ニ仕成今更取繕ヒ候義ニテ可有之^{ツキ}又右之外同志申談候者可有之哉ト重々御糾被成候

前条申上候通圭三郎在ケ所モ不相知其上旧主ヲ及殺害候山邊沖太郎等関係之義ニ承リ候得共委細之情実睨ト承知モ不仕故今度東京へ発足之砌夫等之刃得ト彌一策平等^江尋問致度実ハ心中ニ候得共初発心底打明シ候砌旧主之為ニ候得ハ何時ニテモ抛身命可申ト申述候一言モ有之此期ニ至リ憶心ヲ生シ彼是ト申立候体ニモ可相当哉左候テハ甚口惜キ次第ト存付心底ニ不染義トハ思ヒナカラ出立仕候義ニ御坐候將又前段申上候人員ノ外同志之者無御坐候日^{ツキ}親類ト雖少シモ洩シ不申段申上候処元来多賀少属岡野少属菅野輔吉岡山茂等山邊沖太郎等夫々軽重之御所置モ有之刺石黒圭三郎ハ右事件ニ付聊關係之次第無之処初発心底打明シ候義ニ拘泥条理之穿鑿ニモ不及

一旦タリトモ可打果所存ニ相成候ハ先以

官辺奉輕蔑粗暴之至リ不届ト御察当被成候私共
実ニ私情難止処ヨリ全粗忽ノ企ニ加リ候処夫々
御察当之上ハ今更何共無申訳奉恐縮候段申上候
処是迄之通御詮議中監倉へ被人置候旨御申渡奉
得其意候

右之通相違無御座候以上

壬申三月

上田 一三三

嶋田 伴十郎

石川県庁

後註

(1) ここにみえる捺印は、指令の起案に関与した司法省

官員のそれであろう。すなわち、縣は少判事縣信賴、
小畑は少判事小畑美稱、橋口は權中檢事橋口兼三、
石井は權少判事石井忠恭、青木は中判事青木信寅、
公張は權大檢事清岡公張、北畠は權少判事北畠治房、
松本は權大判事松本暢、江藤は卿江藤新平、渡邊は
權大檢事渡邊颯のことであろう（『明治六年一月・
袖珍官員録』一八一葉・表、一八五葉・表、同・裏、
一八六葉・表、一九六葉・裏、一九七葉・表。

明治初年の「自裁」規則（中山）

(11) 内閣記録局編『法現分類大全』刑法律一

（明治二十三年）一〇六頁。なお、同書・一〇九頁に
も同一の記事がみえる。

(12)

『明治二年十二月・職員録』五〇葉・裏、五一葉・
表、五三葉・表、同・裏、五四葉・表、同・裏、七
九葉・裏。なお、新海については、この職員録では
「大解部」になっているが、その後昇進したのであろ
う。また、小野少巡察については、この職員録に該
当者はいないが、『明治三年六月・職員録』九六葉・
裏にみえる小野実正のことであろうか。

前註

- (1) ゴチの部分は、朱字を示す。
- (2) 漢字は、人名等の固有名詞をのぞいて現代一般に使用されているものに改め、合字、変体仮名等についても普通のものに改めた。
- (3) () の中は、すべて中山の註記である。

(I) (国立公文書館『太政類典』第一編・第百八十九卷・刑律・刑律第一・二二二)

四年四月

名例律中質疑及自裁規則

京都府伺弁寛

(中略)

一 自裁ノ取扱方旧来其法種々有之候由府藩県区々相成候テハ不可然ト奉存候間一般ノ御規則相心得置度

候事

別紙ノ通

(中略)

囚獄規則書

自尽ノ者取計ノ事

右何レノ掛ニテモ自尽ノ者有之節ハ其以前掛リ井月日刻限人数等本省ヨリ御達有之候得共其御達ニ基キ本人衣服其外人用ノ品々左之通手当并夫々手筈等申付置在獄ノ者ハ当日其掛へ呼ヒ出ノ上於役所申渡濟其掛官員ニテ途中護衛イタシ当司使部老人足差配トシテ附添司へ連戻リ候へハ表門内ニテ受取直ニ刑場脇へ相廻シ縛縛ヲ解キ兼テ設ノ礼服ニ為着替小介錯ノ使部式人附添其場所へ引連尤場所ハ凡九尺四方程ニ砂敷平均へ琉球無縁疊式畳敷中央ニ本人著坐為致答役ノ内卷人短刀ヲ乗セ候三宝持出シ本人ノ前へ据へ其機会ヲ見テ本介錯ノ使部斬首致シ検査見届ケ畢テ右屍ノ上へ青縁座ヲ懸ケ取片付置其掛ヨリ親族等へ引渡可申旨達シ有之引取人相廻リ次第受書取之引渡遣シ候事

但右断刑之節場所ハ勿論口々嚴重相固候事

入用ノ品卷人分

- 一 水浅黄無紋麻上下 卷具
- 一 同断時服 卷枚
- 一 木綿白繻伴 同
- 一 短刀 卷振 切先四五分程出シ版ニ按ミ上ラ紙ニテ巻ク
- 一 白木三宝 卷ツ

- 一 青縁座 志枚 本人着替ノ座座ノ上ヘ敷夫ヨリ自足濟ノ上腕ノ上ヘカケル
 - 一 砂 五荷即九尺四方程ニ敷平均
 - 一 手桶 志ツ但柄杓共
 - 一 琉球無縁疊式疊 右砂ノ中央ニ敷
- 右ハ当司規則ニ有之候事 四年四月

(II) (法務省法務図書館蔵『諸県伺』八・明治五年・第九十四号)

(一) (明治五年五月二十日付・司法省指令) 士族自尽之節取計ノ事

右自尽之者有之節ハ其四五日以前行刑日限人数奉司法省ヨリ御達有之候得ハ其御達ニ基キ本人衣服其外入用ノ品々左ノ通手当并夫々手筈奉申付置在獄之者ハ死刑囚人同様途中護送致シ刑場ノ傍ヘ相廻シ縛繩ヲ解キ兼テ設ノ礼服ニ為着替小介錯付添刑場ヘ引連尤場所ハ凡九尺四方程ニ砂敷平シ其上ヘ琉球無縁疊一枚ヲシク中央ニ本人着座為致小介錯ノ内一人短刀ヲ乗セ候三方持出シ本人ノ前ニ据本人三方ヲ戴キ終ツテ肩衣ノ前ヘ衣領ノ左右ヲ後口ヘ脱シ着衣ヲ押シ寛ロゲ短刀ヲ手ニ取脇肚ヘ突立ルヲ見テ本

介錯斬首致シ檢使見届ケ畢テ右屍ノ上ヘ青縁（ベニマ）席ヲ覆ヒ取片付ヲキ裁判掛リヨリ親屬等ヘ引渡可申旨達有之引取人相廻リ次第受書取之引渡遣シ候事

但場所ハ囚獄内行刑場○小介錯ハ二人本介錯ハ一人ニシテ皆囚獄懸リ等外吏ニテ為取扱候事
自尽ノ節入用品

- 一 水浅黄無紋麻上下 一具
 - 一 同色木綿時服 一重
 - 一 木綿白纏伴 同
 - 一 短刀 一振 切先四五分程ヲ出シ板ニ挟ミ其上ヲ糸ヲ以交結シ紙ニテマク
 - 一 白木三方 一ツ
 - 一 青縁席一枚 本人着替ノセツ座ノ上ヘ之ヲシキ夫ヨリ自足濟腕ノ上ヘ掛ル
 - 一 砂 五荷 凡九尺四方ニ敷平ラス
 - 一 手桶柄杓共 一組
 - 一 琉球無縁疊一枚 右砂ノ中央ニシク
- 以上

右ハ現今東京府管轄囚獄懸リノ取扱ニ候条先ツ此ノ規則ニ依テ処置可致事 西 小原
但シ入費ハ官費タル可キ事

明治初年の「自裁」規則（中山）

不明 不明 不明 不明 不明

(二) (明治五年四月二十五日・石川県自裁之節取扱伺)

自裁之節取扱伺件々

石川県

士族罪ヲ犯シ自裁被

仰付候節取扱向之儀既ニ辛未二月元金沢藩士族自裁之砌
囚獄司^江相伺候処未御規則無之福岡藩之比例承合候様御
達ニ付同藩打合則別紙之振合ニ基キ尚金沢藩仕来ヲ参酌
取斗候由ニ御座候然処百事追々御規則モ相立候ニ付今後
之取扱方

一 刑場設方并順席之事

一 自裁人入用品之事

但勿論官費ニ御座候哉辛未二月官費を以相弁候別紙並上申候

一 出勤役々之事

右之廉々奉伺候尤此頃自裁伺中之訳モ御座候間至急御差

図可被下候以上

壬申

四月廿五日

司法省

御中

石川県

(三) (元福岡藩自裁問合書)

元福岡藩自裁問合書

石川県

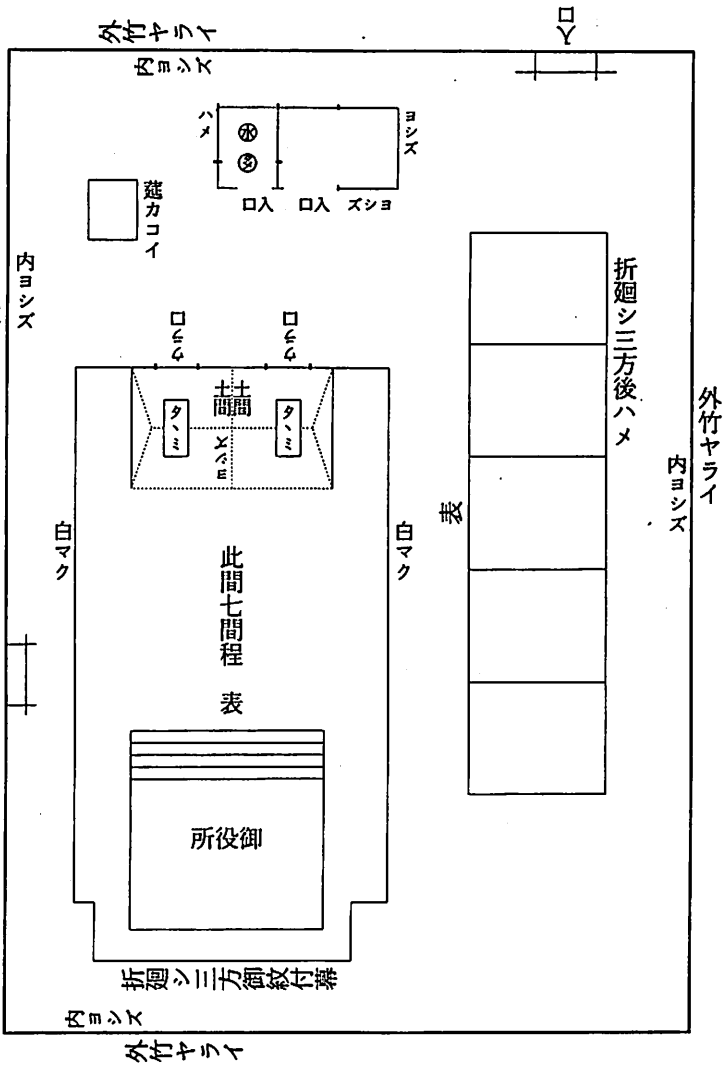
割腹場別ニ小屋ヲ設ケ屋根笹板ニテ葺キ廻リハ二枚合ノ
葺簀ニテ圍四本柱ニ間四方疊ヲ敷キ其上ヘ白布ニ端風呂
敷ノ如ク縫合セテ敷キ其上ヘ割腹人ヲ着座サセ後ロニ白
張六枚折屏風ヲ張切り<sup>割腹ニツク前別席ニ列座セシメ判文ヲ少判事申渡
シ取ツテ一人ツノ割腹場ニツカシメ行次ス但シ壇
屏風白布等一人毎ニ別ニ設クヘシ</sup>

木剣ヲ紙ニ包ミ三宝ニ載セ小介錯ノ者持チ出シ割腹人ノ
前ニ置割腹人右木剣ヲ戴キ三宝ノ上ニラク夫ヨリ肩衣ヲ
ハツシカケ小介錯ノ者三宝片付直ニ介錯ス畢ツテ綱ヲカ
ケ屏風引廻シ速部助長首実検ト声カケル其時小介錯ノ者

明治初年の「自裁」規則（中山）

此場所高サ三尺程人土

明治二十九年九月十七日
所裁候願願御裁可申
御中御藩園日



明治初年の「自裁」規則（中山）

右之首三宝ニノセ右ノ方ヨリ持出実檢相落左ノ方ヨリ右
白張ノ内へ納ム介錯小介錯トモ屏風ノ外へ出て正西向へ
首尾ノ礼ヲノヘル

但シ時刻ハ日ノ未ノ後

鳥居刑部少丞 岡内小判事（三） 河邨刑部大録

香川刑部少録 新海中解部 小柴少解部

災檢 西田速部長介錯場心懸并災檢差圖

中村通部助長
杉村

介錯八人 小介錯八人 柳手速部三人

吉岡大巡察 小野少巡察 巡察屬兩人

（四）（明治五年四月二十四日・石川県自裁

人入用品伺）

自裁老人ニ付入用品

石川県

自裁老人ニ付入用品

一壺双

六枚折白張屏風

一式ツ

白木四方

一壺張

一三疊

一壺枚

一壺枚

一壺枚

一壺具

一壺ツ

一壺枚

一壺丈四尺

白布幕

白縁畳

白無垢襟ナシ

同細付下着

白木綿半肌着

無紋麻上下

白茶碗

五尺四方之白布

俱下タ敷

白木綿

但服巻手掛等

棺

手桶

たら以

杓

縁取呉座

薄簀

白給禪

短刀

真砂

但目録場下タ敷

一拾荷

一壺本

一壺筋

一六枚

一壺本

一式人前

介錯介添仕着

ノ式拾巻口

右辛未二月自裁之節入用品々ニ御座候以上

壬申

四月廿四日

石川県

明治初年の「自裁」規則（中山）